

エルナーグループ コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 本基本方針は、エルナー株式会社（以下「当社」という。）とエルナー株式会社のグループ会社（以下「当社グループ」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および運営方針を定める。

2. 当社は、本基本方針ガイドラインについて、実効性、適切性の検証を踏まえ適宜見直しを行い、当社および当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するコーポレートガバナンスの実現を目指す。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、コーポレートガバナンスを、株主・お客様・従業員・地域社会等を含めた全てのステークホルダーとの信頼を築き、社業の繁栄を通して社会に奉仕するための企業統治機能として位置付ける。そして、株主総会・取締役会・監査役会を基幹とし、経営幹部で構成する経営会議を通じて、経営の公正・透明性を追求し、当社および当社グループのコーポレートガバナンスやコンプライアンス強化に努める。また、品質の追及と環境との調和に努め、経営理念、行動原則・行動規準の実践を通じて、より高い付加価値の創造と企業価値の向上、さらには企業の社会的責任を果たす。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利の確保)

第3条 当社は株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、法令に従い適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができるよう環境整備に努める。

(議決権の尊重)

第4条 当社は、株主総会が最高意思決定機関であるとともに、株主との対話の場であることを認識し、全ての株主が、適切に議決権を行使することができる環境整備に取り組む。

2. 当社は、株主が株主総会議案を十分に検討する時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を法定期限前の早期発送の取り組みを行うほか、実質的な早期情報開示として、招集通知発送日前に当社ホームページならびに東京証券取引所で招集通知の内容を開示する。
3. 当社は、より多くの株主に出席していただけるよう、株主の利便性、十分な収容力等を考慮し、最適な開催場所を設定する。その為、株主総会開催日の設定については、最適な開催場所の確保を優先し決定する。
4. 当社は、議決権の代理行使について定款で議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができるものと定めており、原則として実質株主が株

主総会に出席することは認めない。但し、実質株主が予め株主名簿上の株主を通じ総会出席を求めた場合は、一定の手続きを経た上で出席を認める。

(資本政策)

第5条 当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、投資計画として成長性及び効率性の高い分野に投資を配分し、また、財務体質の強化のために、純有利子負債の低減と同時に資本収益性の向上に向けて最適資本構成を追求し、且つ、連結必要運転資金の最適化を図る。

2. 当社は、株主への利益還元と成長分野への投資原資確保とのバランスに留意する。

(政策保有株式)

第6条 当社は、取引関係維持・発展、あるいは当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的として、当社取引先である上場会社の株式を保有する。これらの株式については、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、適宜、取締役会にて当該株式の保有の意義を検証し、その内容を有価証券報告書にて開示する。

2. 当社は、これらの株式の議決権行使について、その議案が当社の保有意義の方針に適合するか等、総合的に勘案し、議案への賛否の判断を行う。

(株主の権利の保護)

第7条 当社の支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合には、取締役会および監査役は、開示要件・規定を含む関連法令等の遵守を図り、独立社外取締役および監査役の意見も踏まえて十分な検証を行うとともに、当社ホームページならびに東京証券取引所で情報開示を行う。

2. 当社は、株式の大規模買付行為に関する買収防衛策を採用しない。当該行為が行われた場合は適時適切な情報開示と対応を行う。
3. 当社は、当社株式が公開買付に付された場合は、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを不当に妨げない。

(株主の平等性の確保)

第8条 当社は、株主の権利の実質的な平等性を確保する。

2. 当社は、株主の平等性の確保のため、少数株主や外国人株主については、十分な配慮を行うとともに、特定の株主に対し、特別な便宜の供与などを行わない。

(株主の利益に反する取引の防止)

第9条 当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合、取締役会への報告を求め、その相当性について審議するものとし、また、これらの関連当事者との取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連法令や金融商品取引所が定める規則に従うとともに、取締役会は、当該取引の実施状況等の報告を定期的に受けるものとする。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係)

第10条 当社は、中長期的な企業価値向上を図るため、その活動の基礎となる「エルナーグループ経営理念」を定め遵守することで、当社が担う社会的責任とステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行う。

2. 当社は、ステークホルダーとの適切な協働ならびに社会・環境問題をはじめとする社会的責任を果たすため、また、各々の従業員が人権と人格を尊重し、常に倫理感をもって行動するために、「エルナー行動原則・行動規準」をグループ全社に所属する従業員に周知し、役員はその実践を促すものとする。
3. 当社は、「エルナー行動原則・行動指針」の実践のため、経営陣を中心として構成されるコンプライアンス推進委員会の事務局がその実践を促し、監査を行う。取締役会は、コンプライアンス推進委員会を通じて報告を受け、その浸透と実践度合いをレビューする。
4. 当社は、会社の持続的成長には人材の多様性が必要であるとの認識に立ち、年齢・経歴・国籍・文化的背景等を区別することなく人材を登用し、社内の多様性を図ると共に、女性の活躍促進を含むダイバーシティの推進に取り組む。
5. 当社は、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図り、当社グループのコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、内部通報制度規定を定め、内部通報を行う際の方法や内部通報が為された場合における、その調査や対応を検討実施する組織・手順に関する規定に基づき、内部通報に係る適切な体制整備を行う。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示と透明性)

第11条 当社は、信頼性の高い企業情報を適時適切かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であり、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識する。そのため会社法・金融商品取引法等の法令や東京証券取引所が定める規則による適時開示はもとより、それ以外の当社の商品開発や企業提携、非財務情報を含む、株主やステークホルダーにとって分かりやすく、有用性の高い情報を積極的に開示する。

(情報開示の充実)

第12条 当社は、前条以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、以下の通り当社ホームページ等を通して開示する。

2. 経営理念、行動原則・行動規準は、当社ホームページで開示する。
3. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページ、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で開示する。
4. 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、有価証券報告書、株主総会招集通知等で開示する。

5. 取締役および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続は、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で開示する。
6. 取締役および監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知等で開示する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会等の体制)

第13条 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる体制を考慮し、取締役を選任する。

2. 取締役会は、独立性・中立性のある社外取締役を2名以上置く。
3. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を採用し、原則として意思決定・監督機能を取締役会およびその構成員である取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担うものとする。
4. 当社は、監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を選択し、監査役・監査役会が取締役・執行役員の職務執行を監査する。
5. 監査役会は、監査役会の独立性確保のため、半数以上の社外監査役で構成する。
6. 監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。
7. 当社は、取締役会が承認する場合を除き、当社の業務執行取締役および常勤監査役が当社グループ以外の他企業の役員を兼務することを認めない。また、当社の社外役員が他企業の会社役員を兼務することとなった場合には、当社に振り向ける時間等十分確保されているかを確認するものとする。尚、社外役員の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書で開示する。
8. 当社は、取締役、監査役、執行役員をはじめ、幹部社員も参加する経営会議を月1～2回開催し、経営から業務執行全般にわたる様々な問題の早期発見を図り、適切な対応を行う。

(取締役会の責務)

第14条 当社取締役会は、会社法等法令及び定款に定める事項、株主総会決議により委任された事項、取締役会規定に定められた事項、経営上の重要な事項について決議する。それ以外の事項、または、業務執行に関する事項は、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員に対し、各種規定に基づいて委任し、取締役会が執行状況の監督を行う。

2. 取締役会は、経営理念の実現、企業価値および株主の共同利益の中長期的な増大に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して、公正に判断し行動する。
3. 取締役会は、適切なリスクテイクを支える環境を整備するため、内部統制の体制を適切に構築し、社内の内部監査部門と連携してその運用が有効に行われているかを監督する。

4. 取締役会は、独立した客観的な立場から、業務執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を業務執行役員の人事に適切に反映する。
5. 取締役会は、中期経営計画を定め、その実現に向けて最善の努力を行う。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や取締役会が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させる。
6. 取締役会は、経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ、代表取締役・最高経営責任者等の後継者の計画について適切に監督を行う。

(取締役会の運営)

- 第15条 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。
2. 取締役会の年間開催予定や予想される決議事項・報告事項について予め設定する。
 3. 取締役会の審議項目数、審議時間、開催頻度は、適切に設定する。
 4. 取締役による監督機能の実効性を高めるため、取締役会の議案および資料の余裕を持った事前送付に努め、資料以外の情報についても必要に応じて提供できるようにする。

(取締役)

- 第16条 取締役は、その任期を1年とし、毎年、株主総会に選任議案を付議する。
2. 取締役は、善管注意義務および忠実義務を負う。
 3. 取締役は、その役割・責務を果たすために十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を行い又は説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。
 4. 取締役は、当社グループの経営課題の解決を図るため、取締役会の議題を提案する権利および取締役会の招集を求める権利を、適時・適切に行使する。
 5. 取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行する。
 6. 取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社および株主共同の利益のために行動する。

(社外取締役)

- 第17条 社外取締役は、経営に関する専門的な知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行う。
2. 社外取締役は、業務執行から独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。
 3. 社外取締役は、取締役会の判断・行動の公正性をより高め、最良のコーポレートガバナンスを実現するとの観点からの助言を行う。
 4. 社外取締役は、当社の経営理念、企業文化、経営環境などの状況について、就任時および就任以降も継続的に、適宜必要な情報提供を受ける。

(監査役会)

第18条 監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査その他法令により定められた事項を実施する。

2. 監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査に必要な事項に関し、監査役、取締役、使用人および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門ならびに社外取締役と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。
3. 監査役会は、その職務を執行するため必要な基本方針、手続等を定める。

(監査役)

第19条 監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、独立の機関として取締役・執行役員の職務の執行を監査することにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に努める。

2. 常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し情報収集に積極的に努め、かつ、内部監査部門との連携により、内部統制システムの構築・運用の状況の適正性を日常的に監視・検証する。

(社外監査役)

第20条 社外監査役は、監査体制の独立性および中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていること、ならびに選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、忌憚のない意見を述べる。

(取締役および監査役の支援体制・トレーニングの方針)

第21条 当社は、取締役・監査役がその役割・責務を実効的に果たすために、人員面を含む支援体制を整備する。

2. 当社は、取締役および監査役が職務に必要な場合、会社費用にて外部の専門家の助言等を受けることが出来る。
3. 当社は、取締役・監査役に対し、就任時および就任以降も継続的に、その役割・責務を果たすうえで必要となる情報や知識を習得するためのトレーニングの機会を提供する。

(取締役候補者および監査役候補者の選定基準等)

第22条 取締役会は、代表取締役社長の提案を受け、審議のうえ、株主の負託に応え取締役としての役割・責務を果たすことができる人物を取締役候補者として選定する。

2. 取締役候補者の選定にあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等を考慮する。
3. 取締役会は、代表取締役社長の提案を受け、審議のうえ、株主の負託に応え監査役としての役割・責務を果たすことができる人物を監査役候補者として選定する。なお、監査役会の事前の同意を得たうえで取締役会に提案する。
4. 監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。

5. 社外取締役候補者・社外監査役候補者については、社外の立場から経営の監督機能を果たすとともに、高い識見と豊富な経験をもって当社の企業活動に客観的・建設的な意見表明を行うことができる人物とする。
6. 社外取締役の独立性に関しては、原則として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を満たす者を独立社外取締役とする。

(取締役および監査役の報酬等)

- 第23条 取締役および監査役の報酬は、適切なリスクテイクを支え、企業価値向上へのインセンティブを高めるうえで相当であり、かつ優秀な人材を確保できる水準とすることを基本的な方針とする。
2. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、業績向上を目的として、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責および実績、経営内容や経済情勢を勘案し、取締役会にて決定する。
 3. 取締役の報酬限度額とは別枠で、中長期の企業価値向上を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等を、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責に基づき算定し、取締役会にて決定する。
 4. 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議において決定する。

(内部統制)

- 第24条 当社グループ全体の内部統制の充実は、株主の信頼を得る重要な要素であることから、取締役会は、会社法に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、運用する。

(会計監査人)

- 第25条 当社は、会計監査人が財務報告の信頼性確保を任務としており、最良のコーポレートガバナンスの実現のために重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を共同して実施する。
2. 会計監査人は、当社からの独立性が確保されていなければならない。
 3. 会計監査人は、その監査の品質管理のために組織的な業務運営がなされなければならない。また、会計監査人による適正な監査を担保するため、十分な監査時間を確保し、経営陣幹部との十分なコミュニケーションの確保に努めなければならない。
 4. 監査役会は、会計監査人の独立性および監査の品質管理のための組織的業務運営について適切に評価するための基準を策定し、その基準を満たしているか否かを確認する。

第6章 株主との対話

(株主とのコミュニケーション)

第26条 当社は、株主との建設的な対話を促進するため、IR担当部署を中心としてコミュニケーションの充実に努める。

2. 株主との建設的な対話に向けた情報収集として、財務経理担当、総務担当及び法務担当等の社内の関連部署と定期的な連絡会をIR担当部署が中心となり開催する。
3. 株主からの対話（面談）の申込みに対してはIR担当部署が対応するが、その対応者については必要に応じて合理的な範囲内でIR担当執行役員もしくは経営陣幹部が対応する。
4. IR担当執行役員は、必要に応じて、対話において把握された株主の意見等の概要を取締役会に報告する。
5. 経営の重要な情報については、財務情報・非財務情報に関わらず適時・適切に開示を行うとともに、株主に分かりやすい内容となるよう努める。
6. 株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図るという基本的な考えのもと、インサイダー取引防止を目的とした社内規定に基づき、適切な情報管理を徹底する。

第7章 その他

(本基本方針の改廃)

第27条 本基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

附則

第28条 本基本方針は、平成28年8月1日から実施する。